

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：三木町田中地域棚田連絡協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

小蓑の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・担い手の確保

－令和 11 年度までに棚田の保全に関する活動の取りまとめ、事務を担う人材をそれぞれ 1 名ずつ新たに育成・確保する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・生産性・付加価値の向上

－地域の集落営農組織である山南営農組合が中心となり、令和 11 年度までに生産性向上、新規販路の確保により小蓑の棚田で生産される米の販売金額を 3,800,000 円から 4,000,000 円に増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域の振興

－棚田を活用したイベント（田植え体験、夏祭り等）を開催しており、その内容の見直し・拡充を図り、参加者を現在の年間 70 人から年間 100 人へ増加させる。

3 計画期間

認定の月から～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

＜小蓑の棚田(別添 1 参照)＞

13.3ha、1/9.3、182筆

① 棚田等の保全

・担い手の確保

－令和 11 年度までに棚田の保全に関する活動の取りまとめ、事務を担う人材をそれぞれ 1 名ずつ新たに育成・確保する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・生産性・付加価値の向上

－山間地特有の昼夜の気温差と良質な渓谷水を活かし、地元エコファーマーが高品質で安全・安心な棚田米を栽培する。

－一定着している顧客販売の拡充に加え、産直や食堂などでの店頭販売を強化する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域の振興

－棚田を活用したイベント（田植体験、稲刈り体験、たけのこ掘り体験及び棚田ウォーキング等）の内容の見直し・拡充を図り、引き続き実施することを目指す。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

三木町田中地域棚田連絡協議会（以下「協議会」という）の参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

（協議会は、協議会の参加者の２／３以上の合意に基づき指定棚田地域振興活動計画を作成し、指定棚田地域振興活動計画の実施に係る連絡調整を行う。協議会の主催、会の開催及び記録は三木町が行う。）

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項